(その 154) 住み慣れたところに安価な施設の増設を (2018.7 発行)

4年前藤崎に住む身寄りのないKさん(80歳)から、任意後見の受任者にと頼まれた所長は公証役場で任意後見・死後事務委任・公正遺言証書の契約をしました。

そのKさんが3年前の3月に肺炎になり、臨港病院に入院しました。病状はよくなりましたが股関節骨折で歩けなくなり自宅に帰ることが出来ず、特養ホームに一時入所しました。

施設入所中に風邪をひいたのが原因で肺炎を再発し再び病院に入院、検査したら結核の疑いありで全 快するまで入院ということになり長引きました。

4月にケアマネージァーと所長が医師から病状説明を受け「自宅での生活は無理なので施設を探しましょう」ということになり、5月中旬川崎から遠いのですが大宮のB施設がKさんの年金で入所可能ということで決めました。

年金で過ごせる施設を探して欲しい

2年半たって施設での生活に慣れてきましたが友人・知人の多い川崎に戻りたいので施設を探してと強い希望があり、昨年10月川崎の大型のS施設に移りました。ところが前の施設のように細かいところまでお世話してもらえず不満が増大しストレスがたまり「ここは地獄だ!」と面会のたびに訴えられました。しかも年金ではとても間に合わず毎月5万円の持ち出しです。

所長はKさんの年金で入所できる施設探しに飛び回りグループホームを見つけましたが、Kさんの病 状経過報告書に不備があり施設へ受け入れてもらえず泣く泣く元のS施設にとどまらざるを得なくなり ました。貯金も底をつきかけており行く末が心配です。